

令和2年9月28日

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室 御中

聖マリアンナ医科大学

学長 北川 博 昭



平成27年度乃至平成30年度の本学一般入学試験第2次試験についての本学の見解

1 当該年度における本学一般入学試験第2次試験の実施態様について

- (1) 平成27年度乃至平成30年度（以下「当該年度」といいます。）における本学の入学試験要項においては、一般入学試験のうち、「第1次試験は学力検査の成績によって合格者を決定する。第2次試験は、第1次試験合格者に対して、適性検査、小論文、面接を行い、その成績と第1次試験の成績に出願書類を総合して評価の上、合格者を決定する。」とされております。
- (2) この「出願書類を総合して評価」の「出願書類」に当たるのが、志願票及び調査書（以下「調査書等」といいます。）となりますが、この調査書等の評価につきましても、採点基準、評価尺度等が定式化されていたわけではなく、数名の評価担当者（以下「評価担当者ら」といいます。）の心証に基づく評価が行われておりました。評価の具体的方法は、500名程度の第1次試験合格者の中から、まず、50名程度の受験者の調査書等について評価担当者がそれぞれ評価を行い、この評価結果を踏まえて評価担当者間で協議を行いました。その後、全体の受験者の調査書等について、各評価担当者がそれぞれ評価を行い、疑義があるときは、評価担当者らが協議して総合評価を行うこととしておりました。

(3) 本学入学試験の第2次試験においては、年度により配点の差はあるものの、人物重視の観点より、面接、小論文等に加えて、この調査書等の評価にも重きを置いておりました。当該評価にあたっては、本学アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）にも示されている、「将来良き臨床医」となるために必要な資質（積極性、協調性、社会性）を重視しておりました。また、医師を目指すにあたって望ましい経験である中学・高校時代の学内外における活動実績や資格の取得といった経験・経歴なども、「将来良き臨床医」となるために必要な資質を示すものとして、評価の基礎として重視しておりました。

## 2 御省及び第三者委員会からの指摘について

- (1) 上記1の態様において実施された本学一般入学試験第2次試験に対し、平成30年12月14日に御省より発せられた「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査（最終まとめ）」（以下「最終まとめ」といいます。）において、「不適切である可能性が高い事案」との指摘がなされました。
- (2) かかる指摘を受け、本学は、私立学校法第37条第3項第1号及び第6号に基づき、本学監事による独立かつ客観的な立場からの監事監査を実施し、平成31年1月末にその結果を御省に報告致しました。しかし、御省から、さらに第三者委員会による調査を実施するよう求められたことから、同年3月29日、本学は、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に沿った第三者委員会を設置致しました。
- (3) 令和元年12月17日に第三者委員会より提出された調査報告書では、当該年度に実施された本学一般入学試験第2次試験の調査書等の評価において、「大学の組織的関与によるものではないが一律の差別的取扱いが認められる」との趣旨の結論が示されるに至っております。

(4) さらに、令和2年9月3日、御省より、「聖マリアンナ医科大学第2次受験者点数分布の性差の統計的有意性」と題された書面（以下「御省書面」といいます。）の交付を受けました。御省書面では、平成27年度乃至平成30年度の本学一般入学試験第2次試験において、「別々の与えられた得点に男女が作為的に割り付けられたと判断せざるを得ない。」といった指摘がなされております。

### 3 第三者委員会によって示された結論等に対する本学の見解について

(1) 本学と致しましては、第三者委員会調査報告書で示されている客観的な数値ないしデータ、すなわち、当該年度において実施された本学入学試験第2次試験において、全体的な傾向として、男女間に点数差が存するとの客観的事実については、これを否定するものではありません。また、御省が、御省書面において、当該数値ないしデータを分析する際に用いた統計学的な分析手法自体の信頼性及び妥当性についても、異論を述べるものではありません。しかし、これまでも本学の見解としてお伝えしてきたとおり、当該年度において実施された本学入学試験第2次試験において、男女の別といった、受験者の属性に応じた「一律の差別的取扱い」が行なわれたとの事実は確認できておらず、本学としては、そのような事実はなかったものと判断しております。御省書面にて指摘されているような「別々の与えられた得点に男女が作為的に割り付けられた」といった事実についても同様に、なかったものと判断しております。

(2) なお、ここにいう「一律の差別的取扱い」とは、上記「最終まとめ」の8頁・「3-4」にて示されている「不適切な入学者選抜」の一類型であり、「②合否判定に際して、合理的な理由なく、性別、年齢、現役・浪人の別、出身地域、居住地域等という属性を理由として一律的に取扱いの差異を設けること」（上記「最終まとめ」9頁・1乃至2行目）をいいます。なお、

御省からは毎年度、「大学入学者選抜実施要項」が公表されております。平成 31 年度版までは特段の記載はありませんでしたが、今般の医学部入試問題の発生を受けて作成された令和 2 年度版より、上記「最終まとめ」と同様の記載が「不適切な合否判定」の内容として「入学者選抜の公平確保」の項に追記されるに至っております。かかる実施要項の改訂経緯に照らしましても、「一律の差別的取扱い」の意味は上記「最終まとめ」記載のとおりであると考えます。

- (3) 本学としましては、この「属性を理由として一律的に取扱いの差異を設ける」行為の意味について、当該属性に属する全ての受験者に、その属性を理由として、均一の加点、減点を機械的に行うという意味であり、統計学的な有意差の有無による判断とは異なると考えています。このような理解が、「属性を理由として一律的に取扱いの差異を設ける」との文言の語義にも適合的と思われるし、本学もそのような理解を前提として、従前より本学の見解をお示してきたところです。御省書面において指摘されている「別々の与えられた得点に男女が作為的に割り付けられた」といった行為も、まさに、このような類型に整理されるものと考えられます。
- (4) そして、本学一般入学試験第 2 次試験において、上記のような、その属性を理由として、均一の加点、減点を機械的に行うといった処理がなされたことは本学としては確認できておらず、当該年度における一般入学試験第 2 次試験において、上記のような意味での「一律の差別的取扱い」がなされた事実はなかったと判断しております。したがって、御省が上記「最終まとめ」において示されている「属性を理由として一律的に取扱いの差異を設ける」といった行為を本学が行ったこと、ひいては、本学の入学試験が、御省のいう「不適切な入学者選抜」に該当することもないと判断しております。上記のような全体的な傾向としての男女の点数差は、あくまでも調査書等の評価において、評価担当者らが受験者の調査書等を個別に

評価し、評価担当者らの心証による総合評価を行った結果であると判断しております。

- (5) なお、本学の当該年度における入学者全体に対する女性の占める割合は、約34%～43%の間で推移しており、他大学と比べても高い割合を示しております。このような本学入学者に対する女性比率の高さに照らしても、本学が女性に対して「一律の差別的取扱い」を行い、女性を排除するような大学でないことは御理解いただけるものと考えております。

#### 4 男女間における点数差が生じた理由について

- (1) 本学入学試験第2次試験においては、人物重視の観点より調査書等の評価に重きが置かれていたこと、当該調査書等の評価は、数名の評価担当者らによって実施されており、当該評価にあたっては、本学アドミッションポリシーにも示されている、「将来良き臨床医」となるために必要な資質が重視されていたこと、また、医師を目指すにあたって望ましい経験である中学・高校時代の学内外における活動実績などが、「将来良き臨床医」となるために必要な資質を示すものとして評価の基礎として重視されていたこと、については既述のとおりです。
- (2) 結果的に男女間における点数差が生じた原因を本学として考察すると、調査書等の評価を行った評価担当者らの、「将来良き臨床医」となるために必要な資質についての評価の方向性が類似しており、そのような類似の方向性を有する者らが調査書等の評価にあたった結果ではないかと考えております。医師として求められる活動性や協調性を重視した結果、運動系部活動や課外活動における部長経験などの実績を評価項目として重視したことが、結果として、男女の得点差につながった可能性も否定できないところです。
- (3) 評価担当者らが有する、「将来良き臨床医」となるための資質につい

て、評価の方向性が類似のものとなった理由ですが、共に我が国の医療の現場において、長年にわたり臨床医としての経験を積み、その中で臨床現場が抱える様々な問題に同様に直面してきた評価担当者らが、「将来良き臨床医」となるための資質について類似の評価の方向性を有するに至ったとしても、そのこと自体、不自然な現象ではないと考えられます。

- (4) また、昨今の医療界では、医療体制の維持の観点より、診療科間における医師偏在の問題への対応として、医師の適性配置を慮る医師が多数存在していることは事実です。男女平等の価値観を軽視するといった意図なしに、医師の適正配置、ひいてはそれによる医療体制の維持を慮る評価担当者らの潜在意識が、結果として今回の男女の点数差につながった可能性は否定できないものと考えております。

なお、かかる医療体制維持の要請は、新型コロナウイルス流行下においてますます強まっており、本学においても附属病院に重症患者を積極的に受け入れ、新型コロナ対策班を設けて対応するなどしておりますが、現場の医師には相当の負担が強いられており、タフネスが求められる結果となっております。これは、今まさに病苦に苛まれている目の前の重症患者を救命するために否応なしに受け入れなければならない現実であると考えられます。もっとも、このような現実は、我が国の医療界全体の問題として、今後、社会において議論されるべきものであり、本学における入学試験の実施態様の当否といった、本学内に留まる問題ではないと理解しております。

## 5 当該年度に実施された本学一般入学試験第2次試験における反省点及び改善点

- (1) 本学といたしましては、一律機械的な評価が行われたとは確認してお

りませんが、第三者委員会による報告を踏まえ、意図的ではないにせよ、属性による評価の差異が生じ、一部受験者の入試結果に影響を及ぼした可能性があったとの認識に至りました。その結果として入学試験の公正性・透明性についての社会からの信頼を損ねたことも否定できないところです。そこで本学は、当該年度の第2次試験不合格者に対する入学検定料相当額の返還手続を自主的に実施していることを御報告させていただきます。

- (2) 本学の入学試験においては、入試の公平性を確保する観点から、入試委員会の独立性を重視しておりましたが、その余り、理事長、学長及び医学部長といった理事者による入試委員会に対するチェック機能が十分に果たされていなかったことは本学としても反省しなければならないと考えております。また、入試委員会内部においても事前に調査書等の評価について十分な審議がなされていなかったことも反省点として挙げられます。
- (3) そこで、本学としましては、かかる反省点を踏まえ、平成31年度的一般入学試験より、入試委員会の構成員や評価方法を見直すなどの改善を既に図っております。令和元年5月28日に御省により実施された「平成31年度医学部入学者選抜試験における公正確保等の係る調査」においても、平成31年度の本学入学試験について問題がないとの見解をいただいております。今後も透明かつ公正な入学者選抜を実施し、受験者をはじめとして社会からの一層の信頼が得られるよう、努めてまいります。

以上